

(よくわかる!)

# 子どもの けん り じょう やく **権利条約**

じどう けんり かん じょうやく  
**児童の権利に関する条約**

にていばん  
(二訂版)



まかく：法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会

せいさく：公益財団法人人権教育啓発推進センター

# こどもの権利条約って何?

人は生まれながらに「人としての尊厳や価値が守られ、幸せに生きるために必要な権利」(人権)を持っています。これは、何かと引換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。

でも、この権利が守られない多くのこどもたちがいるので、世界の国々の責任として、こどもの権利をしっかりと守つために、1989年につくられたのが「こどもの権利条約」です。日本も1994年にこの条約に入っています。

この条約では、18歳未満の児童(こども)を「権利の主体」と位置づけ、大人と同じひとりの人間としての権利を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定められています。日本では、「こども基本法」の基本理念にもなっています。



こどもの条約だから、大人には関係ないの?



条約には、こどもの権利だけでなく、こどもを育てる責任はまず両親(保護者)にあり、国がそれを支援するということも書かれているんだよ。だから、大人もこの条約をよく理解して、こどもの権利をきちんと守れているか考える必要があるんだ。

こどもの権利条約で決められている



いろいろな権利は、下の4つの  
基本的な考え方が共通しており、  
「4つの原則」と呼ばれています。  
あなたが幸せに生きていくために  
大切なことばかりです。



## 差別されない

人種や性別、使う言葉、信じている宗教、  
親がどのような人か、障がいの有無…  
どのような違いがあっても差別されません。  
もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら  
助けを求めてください。

## あなたが一番

大人は、「あなたにとって最もよいことは  
何か」をいつも考えなければなりません。  
あなたの人生は、大人の都合だけで決めら  
れてよいものではありません。

## 守られる命

全てのこどもには生きる権利があります。  
あなたは、すこやかな成長のために、  
十分な教育や支援を受けることができます。

## 意見は大切

あなたの意見は、あなたの年齢や成長に  
応じて、しっかりと尊重されます。  
意見があれば、伝えてみましょう。

だいじょう  
第1条ていぎ  
子どもの定義

さい  
18歳になつていない人をこどもとします。

だいじょう  
第2条さべつ きんし  
差別の禁止

すべてのこどもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。こどもは、<sup>くに</sup>国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

だいじょう  
第3条

## こどもにもっともよいことを

かんけい  
こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、こどもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



だいじょう  
第4条

くにぎむ  
国の義務

くにじょうやくか  
国は、この条約に書かれた  
けんりまもひつよう  
権利を守るために、必要な  
ほうりつつくせいさくじつ  
法律を作ったり政策を実  
こう  
行したりし  
なれば  
なりません。



だいじょう  
第6条

いきんり  
生きる権利・  
そだけんり  
育つ権利

すべてのこどもは、生きる  
けんりそだけんり  
権利・育つ権利をもって  
います。



だいじょう  
第5条

おやしどう  
親の指導を  
そんちょう  
尊重

おやほごしゃ  
親（保護者）は、子どもの  
はつたつおうてきせつ  
発達に応じて、適切な指導  
くに  
をします。国は、  
おやしどうそんちょう  
親の指導を尊重  
します。



だいじょう  
第7条

なまえこくせき  
名前・国籍を  
けんり  
もつ権利

こどもは、生まれたらすぐに  
とうろくしゅっしょとどけ  
登録（出生届など）されなけ  
ればなりません。こどもは、  
なまえこくせき  
名前や国籍をもち、できる  
かぎり親を知り、親に育てて  
もらう権利をもっています。



だいじょう  
**第8条**なまえ　こくせき　かぞく　かんけい　まも　けんり  
**名前・国籍・家族関係が守られる権利**

くに　なまえ　こくせき　かぞく　かんけい　じぶん　じぶん  
国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分で  
あることを示すものをむやみにうばわれる  
ことのないように守らなくてはなりません。

だいじょう  
**第9条**おや　ひ　はな　けんり  
**親と引き離されない権利**

こどもには、親と引き離されない権利  
があります。こどもにもっともよいとい  
う理由から引き離されることも認めら  
れます。その場合は、親と会ったり連  
絡したりすることができます。

だいじょう  
**第10条**べつべつ　くに　おや　あ　けんり  
**別々の国にいる親と会える権利**

くに　べつべつ　くに　おや　あ　いつしょ  
国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたり  
するために、国を出入りできるよう配慮し  
ます。親がちがう国に住んでいても、こど  
もは親と連絡をとることができます。



だいじょう  
第11条

くに つ けんり  
よその国に連れざられない権利

くに くに そと つ じぶん  
国は、子どもが國の外へ連れざられたり、自分  
くに の国にもどれなくなったりしないようにします。



だいじょう  
第12条

い けん あらわ けんり  
意見を表す権利

こどもは、自分に関係のあることに  
について自由に自分の意見を表す権利  
をもっています。その意見は、こども  
の発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



だいじょう  
第13条

ひょうげん じゆう  
表現の自由

こどもは、自由な方法でいろ  
いろな情報や考えを伝える  
権利、知る権利をもっていま  
す。



だいじょう  
第14条

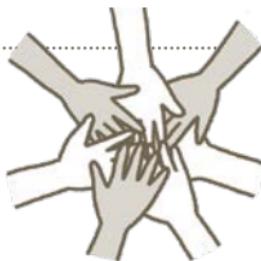
しそうりょうしん  
思想・良心・  
じゅうきょう じゆう  
宗教の自由

こどもは、思想・良心・  
宗教の自由についての  
権利をもっています。



だいじょう  
**第15条**けつしや しゅうかい じゆう  
**結社・集会の自由**

こどもは、ほかの人びとと一緒に団体を  
つくりたり、集会を行ったりする権利を  
もっています。

だいじょう  
**第16条**めいよ ほご  
**プライバシー・名誉の保護**

こどもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。  
また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

だいじょう  
**第17条**てきせつ じょうほう にゅうしゅ  
**適切な情報の入手**

こどもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、こどものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、こどもによくない情報からこどもを守らなければなりません。



だいじょう  
第18条

## 子どもの養育はまず親に責任

そだせきにん よういくおやせきにん  
こどもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。



だいじょう  
第19条

## あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



だいじょう  
第20条

## 家庭を奪われた子どもの保護

かていうば かていかんきょう  
家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくない  
と判断され、家庭にいることができなく  
なった子どもは、かわりの保護者や家庭を  
用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



だいじょう  
**第21条**ようしえんぐみ  
**養子縁組**

こどもを養子にする場合には、そのこどもにとって、もっともよいことを考え、そのこどもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

だいじょう  
**第22条**なんみん  
**難民のこども**

自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となったこどもは、のがれた先の国で守られ、援助受けることができます。

だいじょう  
**第23条**しおう  
**障がいのあるこども**

心やからだに障がいがあるこどもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



## だいじょう 第24条

### けんこういりょう 健康・医療 けんり への権利

こどもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



## だいじょう 第25条

### しせつはい 施設に入って いるこども

施設に入っているこどもは、その扱いがそのこどもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



## だいじょう 第26条

### しゃかいほしょうう 社会保障を受ける権利 けんり

こどもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



## だいじょう 第27条

### せいかつすいじゅん 生活水準の確保 かくほ

こどもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



## 第28条

## 教育を受ける権利



こどもは教育を受ける権利をもっていま  
す。国は、すべてのこどもが小学校に行  
けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みた  
いときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなり  
ません。学校のきまりは、こどもの尊厳<sup>あた</sup>が守られるという考  
え方からはずれるものであってはなりません。

## 第29条

## 教育の目的



教育は、こどもが自分のもっている能力を  
最大限<sup>さいだいげん</sup>のばし、人権や平和、環境を守るこ  
となどを学ぶためのものです。

## 第30条

## 少数民族・先住民のこども

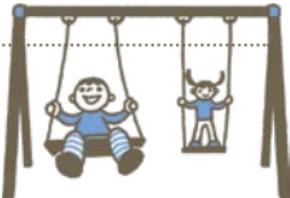
少数民族のこどもや、もとからその土地に住  
んでいる人びとのこどもは、その民族の文化  
や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



だい じょう  
第31条

やす あそ けんり  
休み、遊ぶ権利

こどもは、**やす あそ ぶんかげいじゅつ** 休んだり、遊んだり、文化芸術  
かつどうさんかけんり 活動に参加したりする権利をもっています。



だい じょう  
第32条

けいざいてきさくしゅ ゆうがい ろうどう ほご  
経済的搾取・有害な労働からの保護

こどもは、むりやり働かされたり、そのために教育を  
受けられなくなったり、心やからだによくない仕事  
をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



だい じょう  
第33条

まやく かく ざい  
麻薬・覚せい剤  
ほご  
などからの保護

くに まやく かく  
国は、こどもが麻薬や覚せ  
い剤などを卖ったり買った  
り、使ったりすることにまき  
こまれないように守らなければ  
なりません。  
ません。



だい じょう  
第34条

せいてきさくしゅ ほご  
性的搾取  
ほご  
からの保護

くに じどう  
国は、こどもが児童ポルノ  
じどうばいしゅん りよう  
や児童買春などに利用さ  
れたり、性的な虐待を受け  
たりすることのないように  
まも 守らなければ  
なりません。



だいじょう  
第35条ゆうかい　ばいばい　ほご  
誘拐・売買からの保護

くに　ゆうかい　う  
国は、子どもが誘拐されたり、売り  
かいされたりすることないように  
まも　守らなければなりません。

だいじょう  
第36条さくしゅ　ほご  
あらゆる搾取からの保護

くに　しあわ　りえき　え  
国は、どんなかたちでも、子どもの  
幸せをうばって利益を得るようなこ  
とから子どもを守らなければなりま  
せん。

だいじょう  
第37条ごうもん　しけい　きんし  
拷問・死刑の禁止

たい　ごうもん　にんげんてき  
どんな子どもに対しても、拷問や人間的で  
ないなどの扱いをしてはなりません。また、  
しけい　しけい　みむしょ　い  
こどもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすること  
は許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守  
ねん　あつか　う　けんり  
られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。



## 第38条

### 戦争からの 保護

くに　さい  
国は、15歳にならないこど  
もを軍隊に参加させない  
ようにします。また、戦争  
にまきこまれたこどもを守  
るために、できることはすべ  
てしなけ  
ればなり  
ません。



## 第39条

### 被害にあった 子どもの回復 と社会復帰

ぎやくたい　にん　げん　てき　あつか  
虐待、人間的でない扱い、  
せん　そう　ひ　がい  
戦争などの被害にあった  
こどもは、心やからだの傷  
をなおし、社会にもどれる  
ように支援  
を受けるこ  
とができます。



## 第40条

### こどもに関する司法

つみ　おか  
罪を犯したとされたこどもは、ほかの人  
じん　けん　たい　せつ　まな　しゃ　かい  
の人権の大切さを学び、社会にもどった  
じ　ぶん　じ　しん　やく　わり　は  
とき自分自身の役割をしっかり果たせる  
かんが　あつか　けん　り  
ようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



※こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）の全文は、

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>で読むことができます。

# ひとりで悩まないで 相談してみよう

電話で相談

こどもの人権 110番

0120-007-110

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken110.html>



人KENイメージ  
キャラクター  
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん



24 時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省所管)

0120-0-78310

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>



メールで相談

こどもの人権 SOS-eメール

[https://www.jinken.go.jp/goriyouannai\\_ch/](https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/)



LINEで相談

LINE じんけん相談

@linejinkensoudan

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html)

友だち追加は  
こちらから▶



手紙 (ミニレター) で相談

年に一回、全国の小中学生  
全員に配られます。



こどもの人権 SOSミニレター

相談の内容を書いて郵便ポストに入れてください。  
切手はいりません。欲しい人は、こどもの人権 110 番に  
電話してください。

## 企画 法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会

ホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

## 制作 公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階  
TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803

ホームページ <http://www.jinken.or.jp>



リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

2025(令和7)年9月発行